

「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター  
花野古町（古町芸妓）・笹団五郎（羽織袴）着ぐるみの使用に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、「マンガ・アニメのまちにいがた」サポートキャラクター花野古町（古町芸妓）・笹団五郎（羽織袴）着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 貸出対象者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- （1）市が主催または共催もしくは後援する事業の代表者で、着ぐるみを使用することで、市の施策に対する良好な効果が見込めるもの
  - （2）その他、市長が適当であると認めたもの
- 2 前項のいずれかに該当する者で、次の全ての要件に該当するものとする。
- （1）宗教、政治及び選挙に関係していないもの
  - （2）暴力団及びその構成員に関係していないもの

（使用料）

第3条 使用料は、無償とする。

（貸出単位）

第4条 着ぐるみの貸し出しは、返却を含めて原則1日を単位とし、受け取りは使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前日とし、返却は使用日の翌日までとする。

（使用基準）

第5条 着ぐるみを使用する場合は、次の各号をすべて満たす者とする。

- （1）着ぐるみを着用する者は、概ね身長150 cm以上165 cm以下であること。
- （2）1回の着ぐるみの着用時間は、使用場所の気温等の状況や、着用する者の健康状態に留意し、最長30分を目安とすること。
- （3）着ぐるみを着用する者以外に、着ぐるみの誘導及び介助ができる者を備えること。
- （4）着ぐるみは、原則、常に一対で使用すること。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

（使用申請）

第6条 着ぐるみの貸し出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の15日前までに着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に当該事業の概要、着ぐるみの使用内容が記載された企画書等及び市が発行した「共催・後援承諾について（通知）」（新潟市事業共催及び後援承諾内規（平成20年10月1日施行）別記様式第2号）の写しを添付し提出するものとする。

2 使用申請の受付は、先着順とする。

3 使用申請の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。ただし、市および観光政策課事業での使用、または管理運営等の理由により、許可の取り消し又は、変更

を行う場合がある。

(着ぐるみの運搬及び貸出方法等)

第7条 使用者は、貸出及び返却場所から会場までの間における着ぐるみの運搬は、専用の保管ケースに収納した状態で行い、車両等で運搬する場合は、着ぐるみの形状を損なうことがないように注意するものとする。

2 貸出及び返却の日時は、土・日曜日、休日及び12月28日から翌年1月4日までの間を除く日で、午前9時から午後5時までとする。

3 貸出及び返却場所は、観光政策課とする。

(使用方法等)

第8条 汚損防止のため、土砂や濡れた路面等では使用しないものとする。また、雨天等天候不良の場合は、屋外では使用しないものとする。

2 使用者は、申し込んだ事業内容において着ぐるみを使用しなくなった場合は、直ちに市長にその旨を連絡するものとする。ただし、悪天候等の事情により使用日の当日に使用しないことが決定した場合は、後日、速やかに報告するものとする。

(使用状況の報告)

第9条 使用者は、事業が終了した場合は、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。

(使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、着ぐるみを汚損または滅失したときは、直ちに市長へ報告するものとする。

2 汚損又は滅失が、使用者の故意または過失によるものと認められた場合は、使用者は、直ちにその原状回復を行うものとする。

(事故保証等)

第12条 着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えた場合は、使用者が、その損害賠償の責任を負うものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 20 日より施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。